

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱

平成6年3月25日 告示第100号

改正 平成19年9月20日告示第526号
平成23年12月6日告示第678号
平成28年3月31日告示第199号
平成29年3月31日告示第200号

(趣旨)

第1条 この要綱は、なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号。以下「条例」という。)第34条第2項の規定に基づき、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「法」という。)第1条の目的の達成に資するため、都市景観形成地区内における建築物その他の工作物(法第12条第1項に掲げるものを除く。以下「建造物」という。)の修景に要する経費について、予算の範囲内で都市景観形成地区建造物保存整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修景 建造物を周囲の景観に調和させ、景観形成を推進する行為をいう。
- (2) 都市景観形成地区 条例第9条第1項の規定により指定された都市景観形成地区をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次条の補助対象事業を行う都市景観形成地区内に所在する建造物の所有者又は占有者(所有者の同意を得た者に限る。)で、かつ、市税の滞納がない者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、都市景観形成地区内の建造物の外観が当該地区にふさわしい形態となるよう、市長が別に定める修景基準に基づき新築、増築、改築その他の整備を行う事業という。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定に基づき算定した補助金の額が5万円以下の事業は、補助対象事業としない。

3 補助対象事業は、原則として、規則第5条第1項の規定による交付の決定があった日の属する年度（以下この項において「交付決定年度」という。）に完了させなければならない。ただし、実施計画等から市長が適当と認めた場合は、当該補助対象事業の完了の期限を当該交付決定年度の翌年度まで延長することができる。

4 第1項の修景基準は、条例第10条第1項の景観形成基準に基づき、市長が別に定めるものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用のうち、次に掲げるとおりとする。

(1) 修景に係る設計監理費

(2) 外観の修景整備に要する工事費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の5以内の額とし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の最高限度額は、補助金の交付申請1件につき800万円とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、別に定める額とする。

3 補助金の交付申請は、同一の建造物につき、一の会計年度において1回のみとする。

（事前協議）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金の交付申請を行うに当たっては、あらかじめ市長と協議し、修理事業又は修景事業の内容について指導助言を受けるものとする。

（現状変更の制限）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた後10年間は市長の承認を得ないで、補助対象事業となった建造物の外観を変えるような現状変更をしてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

（奈良市町並み保存事業費補助金交付要綱の廃止）

2 奈良市町並み保存事業費補助金交付要綱（昭和63年奈良市告示第111号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行前に旧要綱の規定により町並み保存事業費補助金の交付を受けている者については、この要綱の相当規定により補助金の交付を受けた者とみなす。

附 則（平成19年9月20日告示第526号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月6日告示第678号）

この告示は、平成23年12月6日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第199号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用し、平成27年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日告示第200号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。